

《報告書の提出について》

【提出書類】

下記のとおり、本会所定の様式を用いて提出書類を準備してください。

＜事業中間報告書＞

- ・事業中間報告書・・・・・・・・・・様式3-1
 - ・事業報告書・・・・・・・・・・様式3-2-1～10
 - ・スナップ写真・・・・・・・・・・様式3-3
 - ・クラブ関係者名簿・・・・・・・・・・様式3-4
 - ・外部協力者名簿・・・・・・・・・・様式3-5
 - ・中間決算報告書・・・・・・・・・・様式3-6
- [収支計算書(様式3-7)、各科目支払明細表(様式3-8-1～10)、
領収証等書拠書類綴り(様式3-13)]
- [個人領収書・・・・・・・・・・様式4-1～4]

＜事業実施報告書＞

- ・事業実施報告書・・・・・・・・・・様式3-9
 - ・年間活動報告書・・・・・・・・・・様式3-10
 - ・年間事業一覧・・・・・・・・・・様式3-11
 - ・事業報告書・・・・・・・・・・様式3-2-1～10
 - ・スナップ写真・・・・・・・・・・様式3-3
 - ・クラブ関係者名簿・・・・・・・・・・様式3-4
 - ・外部協力者名簿・・・・・・・・・・様式3-5
 - ・決算報告書・・・・・・・・・・様式3-12
- [収支計算書(様式3-7)、各科目支払明細表(様式3-8-1～10)、
領収証等書拠書類綴り(様式3-13)]
- [個人領収書・・・・・・・・・・様式4-1～4]

＊事業中間報告書・事業実施報告書の提出の際には、上記提出書類の他、各創設支援クラブにおいて機関決定した謝金支給基準表、旅費支給規程と源泉徴収税納付書の写しを添付すること。

【提出期日・提出方法】

提出書類を下記に定める期日までに都道府県体育協会を經由して日本体育協会に提出してください。(直接日本体育協会へ提出することはできません。)

＜事業中間報告書＞

[平成21年10月31日までの事業内容、支出経費について]

都道府県体育協会への期日 平成21年11月10日(火)

日本体育協会への期日 平成21年11月18日(水)

＜事業実施報告書＞

[1年間の事業内容と平成21年11月1日～平成22年2月28日の支出経費について]

都道府県体育協会への期日 平成22年 3月 5日(金)

日本体育協会への期日 平成22年 3月12日(金)

なお、委託事業実施期間中に総合型クラブとして設立した創設支援クラブは、事業終了後速やかに事業実施報告書を都道府県体育協会へ提出してください。都道府県体育協会はこれを精査し、日本体育協会へ提出してください。

【提出にあたっての注意事項】

- ・必ず本会所定の様式を用い、本冊子記載事項や記入例等を参考とし、記入漏れ、印字ミス等がないよう正確に提出書類を作成してください。（様式は「Microsoft Word・Excel」で作成しております。）
- ・事業中間報告書と事業実施報告書の様式で一部提出する書類が異なっておりますのでご注意ください。
- ・上記提出書類の他に、会議議事録や印刷製本した広報誌等の必要な添付資料も忘れずにご提出ください。（各様式に記載しております）
- ・作成物（チラシ・プログラム・ポスター・クラブ広報誌等）は忘れずに一部を見本として提出してください。なお、ホームページ・のぼり旗・看板等見本を提出することができないものは、写真を撮り提出してください。なお、全ての作成物には、必ずt o t oロゴマークを入れてください。
- ・経費の支出がない科目明細表等は提出する必要はありません。
- ・提出された事業報告書を基に経費の精査を行いますので、特に人数・回数・部数・指導者名等について、各科目支払明細書と整合性を取るよう注意してください。
- ・創設支援事業の対象となる事業において、参加料等収入が発生した場合は、必ず収入計上し、創設支援事業において、対象外経費等に充当する必要がありますのでご注意ください。
- ・各経費の領収書等証拠書類は、**原本**を支出科目別、事業別に整理し、**1枚1枚が重ならないようA4版用紙に貼付（A4サイズの個人領収書等は貼付しないで結構です）の上、事業中間報告書、事業実施報告書の提出の際に添付**してください。
- ・領収書は、収支計算書に計上する**すべての経費の内容を証明するもの**を提出してください（**対象外経費も含む**）。また、提出する領収書は、宛名、日付、内容、金額などがきちんと記載されているかをすべて確認してください。
- ・領収書において、単価、数量等の明細が分からない場合には、請求書等の詳細が分かる書類を添付してください。
- ・事業中間報告書、事業実施報告書の**データをフロッピーディスク等（クラブ名を明記）に保存の上、併せて提出**してください。
- ・ご提出いただいた書類について、その記載内容に関し、本会または都道府県体育協会より問合せを行うことがありますので、必ず「写」を保管するようにしてください。
- ・本書は、紛失しないよう保管してください。